

〈学生・教職員の皆さんへ〉

3月13日からの本学のコロナ対応について

令和5年3月13日

群馬県立女子大学

3月4日に群馬県の新型コロナウイルス対策の警戒レベルが、「レベル2」から「レベル1」に引き下げられました。

県の対応を参考とし、本学においても授業実施及び入構制限を、「レベル2」から「レベル1」に引き下げ、以下のとおり見直します。

新規感染者数は減少しておりますが、今後も継続して感染防止対策と健康管理を行ってください。

1 次の事項については、以下のように対応します。

(1)授業の実施 対面授業。ただし、教室の収容定員は50%とし、履修制限をする科目もあります。

(2)教員の会議 対面会議。ただし、委員長の判断により遠隔での会議も可。

(3)教員の勤務等 原則、出勤。

(4)学生のサークル活動

「サークル活動開始届」を提出し、受理された場合は活動可能とします（既に申請書を提出済みの場合も、改めて開始届を提出してください）。

(5)学外学修活動 可（「学外授業計画書」を提出してください）。

(6)単位認定を伴うボランティア活動

可（「実施計画」を提出してください）。

(7)学生の学内利用 学内利用の平日の退出時間は、午後8時とします。

原則、土日祝日は利用できません。

電気代高騰のため、ご理解をお願いします。

2 感染防止対策の徹底について

・基本的な感染防止対策（検温、手指消毒、換気）を行ってください。

マスクについては、個々の判断において着用するか否かを選択してください。

・ワクチン接種による感染予防も検討してください。接種希望者はお住いの市町村へお問い合わせください。

3 健康管理について

毎日、検温を含む健康観察を行ってください。学内の非接触性体温計も活用してください。発熱や、風邪症状がある場合は、通学・通勤せず、医療機関を受診してください。

また、新型コロナウイルス感染に関して、不安な事、悩み事がありましたら、保健室、カウンセリングルーム等にご相談ください。

《主な相談・連絡先》

●発熱や、風邪症状がある場合

かかりつけ医、または、

群馬県受診・相談コールセンター【24時間対応】（TEL：0570-082-820）

●新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者と判明した場合

すみやかに大学へ連絡してください（TEL：0270-65-8511 アドレス：

学生 corona-g@mail.gpwu.ac.jp、教員 corona-k@mail.gpwu.ac.jp）

大学での授業実施及び入構制限について

制限レベル	レベルの説明	授業の実施	サークル活動	学生	専任教員	非常勤講師	左記以外の者
レベル1	感染症拡大が収束していると認められる状況	通常	サークル活動開始届を大学に提出し、感染防止対策の上実施可能。	通常	通常	通常	通常 ※1
レベル2	群馬県内で感染者が確認され、近隣の地域においては感染の拡大が認められる状況	原則、対面授業により実施し、特別な理由がある場合は、遠隔授業を実施	活動日毎にサークル活動に係る感染症拡大防止対策申請書を提出する。	対面授業の受講又は大学に用件がある場合（例：事務局、図書館、CALL教室、実技棟等の利用）以外は、原則として入構禁止	原則、出勤とし、在宅勤務の際には、事前にシステムに入力する	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル3	群馬県内において感染者の急増があり、大学危機対策本部が制限強化の必要を認めた時	原則、遠隔授業により実施し、対面授業を実施する必要がある場合は、大学に申請の上許可を得て実施 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	原則として活動禁止 ただし、感染状況により認める場合がある	対面授業の受講又は大学に用件があり、申請の上許可された場合を除き、原則として入構禁止 ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	対面授業の実施を除き、入構の際には、事前に大学の許可を得る ただし、感染状況により、レベル2と同等とする場合がある	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル4	群馬県に緊急事態宣言が発令された時 または、大学危機対策本部が必要と認めた時	遠隔授業により実施 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	原則として活動禁止	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	入構禁止 ただし、感染状況により、レベル3と同等とする場合がある	学長が認めた者以外は、入構禁止

※1：特定の会場に一定数以上の者を集めて催す事業については、感染対策(人数制限等を含む)を実施した上で、開催する。
また、クラスター発生時の対応として、事前申し込み制とし、氏名や連絡先等の確認を行う。